

● 相続財産の課税価格概算について

相続財産の課税価格の合計額が、基礎控除（3000万円+600万円×法定相続人の数）を超える場合は、原則として相続税の申告と納税が必要となります（相続税計算のポイントは2017年9月号参照）。

相続税は、金銭で納付することが原則ですが、相続財産に不動産や経営する会社の株式等の占める割合が大きい場合などは、納税資金の確保が重要となります。そのため、前もって相続財産の課税価格の概算額を把握しておくことが望めます。

実際の相続税の評価方法とは異なるものがありますが、以下の方法により課税価格を概算し、早見表で相続税額が計算できます（相続税額の早見表は2017年10月号参照）。

区分	相続財産の課税価格の概算方法
現金預金	現金、預金残高
建物	固定資産税評価額 各市町村から4月頃送付される「固定資産税課税明細書」の「評価額」欄で確認できます
土地	路線価評価額（面積×路線価） 国税庁のホームページ⇒「路線価図・評価倍率表」で、1㎡当たりの価額（千円単位）が確認できます 路線価がない場合などは、簡便的に固定資産税評価額×1.1とします
保険契約	死亡保険金は、受取予定保険金額（500万円×法定相続人の数 まで非課税） その他保険は、解約返戻金相当額
上場株式等	上場株式等は、取引所等の最終価格 投資信託等は、基準価格
取引相場の ない株式等	直近決算書の「純資産」に、建物、土地、保険契約、上場株式等、帳簿外の資産（セーフティ共済等）、等の評価損益を加減
借入金	住宅ローン残高、その他ローン残高（財産からマイナス）

なお、相続税の申告と納税は、死亡の日から10ヶ月以内に行うこととなっております。また、亡くなった人の所得税の申告と納税（準確定申告）は、死亡の日から4ヶ月以内に行うこととなっております。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。
 住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります